

災害応急対策実施にかかる基準

本基準は、名古屋市地域防災計画に基づき、指定管理者の管理する施設（以下「指定管理施設」という）における災害応急対策に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、本基準における災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震及びその他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発等による集団的な大事故をいう。

第1 非常配備体制

1 非常配備体制の確立

災害の発生が予想され、または災害が発生した場合、災害応急対策を強力に推進するため、すみやかに非常配備体制を確立する。

2 非常配備の基準

指定管理者はスポーツ市民局の定める基準に応じ、非常配備を行うものとする。

3 非常配備体制への移行

市域に災害が発生し、その災害がスポーツ市民局の定める配備事由に該当する場合は、自動的に当該配備事由に相当する種別の非常配備体制に移行する。

4 非常配備体制の指示、伝達

非常配備体制の指示及び伝達は、スポーツ市民局より指定管理者に対して行う。指定管理者は自らが作成する非常配備・動員連絡網その他により指定管理施設に対し指示・伝達を行う。

5 非常配備要員に対する任務の付与

指定管理者は、非常配備体制に移行したときには、非常配備要員に対してすみやかに具体的かつ明確な任務付与を行い、必要に応じて要員の配置場所を指示するものとする。

第2 動員計画

1 動員の対象

動員の対象は、指定管理者があらかじめ非常配備・動員計画において定めた者（以下「非常配備要員」という）とする。

2 動員の方法

（1）伝達系統及び方法

指定管理者が非常配備・動員連絡網にて定める連絡責任者より、各指定管理施設に伝達を行う。

（2）非常参集

職員の勤務時間外又は休日等において動員の指示を受けたとき、又は災害の発生あるいは発生のおそれがある情報をテレビ、ラジオ等により知ったときは、ただちに参集するものとする。ただし、施設所在区域に避難情報が出ている等、非常参集に伴い職員に著しい危険が及ぶと認められる場合は、市と協議により職員を非常参集させないことができる。

3 非常配備要員から除外する職員等

(1) 次の者を非常配備要員対象から除外する。

- ア 病気、負傷等により、応急対策活動に従事することが困難な者
- イ 病弱者等で、指定管理者があらかじめ除外を相当と認めた者（その者の勤務時間外における動員のみ除外）
- ウ その他指定管理者がやむを得ないと認め、スポーツ市民局の承認を得た者

4 非常配備・動員計画

(1) 指定管理者は、指定管理施設の非常配備・動員計画を作成し、平常時から職員等へ周知徹底に努める。

(2) 計画の内容

非常配備・動員計画は、次の内容により作成する。

- ア 非常配備時の職務
- イ 第2、3及び第4非常配備体制に移行した場合の非常配備要員の名簿を作成し、要員は別紙「非常配備の基準」の配置人員数を満たすこと。
- ウ 非常配備・動員連絡網
指定管理者ごとに連絡責任者を1名定め、連絡責任者より、②で定めた非常配備要員へ伝達する。なお、連絡責任者は各指定管理施設の非常配備職員を兼ねることも可とする。

(3) 報告

指定管理者は、非常配備・動員計画を作成したとき、又は人事異動等により、計画の内容を変更したときは、スポーツ市民局へ提出するものとする。

第3 第2、3非常配備時の活動及び記録並びに報告

1 非常配備体制に移行した場合の対応

(1) 開館時間内に非常配備体制に移行した場合

ア 開館時

- (ア) 直ちに指定管理施設の被害状況等を確認し、その後も巡視などにより異常などの発見に努める。
- (イ) 火災が発生した場合は、先ず初期消火に努める。
- (ウ) 指定管理施設に被害、異常、その他緊急事態が発生した場合は、ただちに施設長へ報告しその指示を受け、施設の内外にわたり危険箇所の立入りの規制や、危険物等に対し緊急防護措置を行うなどの必要な処置をとるとともに、スポーツ市民局へ連絡する。市域において震度5弱以上の地震が発生した場合は、被害の有無に係わらず状況をスポーツ市民局に報告する。
- (エ) 利用者の安全を確保し、火災発生等避難が必要と判断される時は、安全な場所へ避難誘導を行う。
- (オ) 非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能の確保を行う。
- (カ) スポーツ市民局から非常配備体制の解除の連絡があった場合は、通常の勤務（引き続き被害等の処置を行う場合を含む。）にもどる。
- (キ) 非常配備記録（様式1）を作成し、非常配備体制の解除後、スポーツ市民局に報告する。
- (ク) 被害状況に応じ、臨時休館などの措置をとる必要が有る場合は、

スポーツ市民局と調整を行い対処する。

イ 開館終了後

- (ア) 勤務時間終了時に引き続き非常配備体制が維持されている場合は、非常配備要員等の氏名を非常配備記録に記入する。
 - (イ) 定期的に指定管理施設の被害状況等の把握に努める。
 - (ウ) 指定管理施設に被害、異常、その他緊急事態が発生した場合は、ただちに施設長へ報告しその指示を受け、他の非常配備要員の動員体制の確保、施設の内外にわたり危険箇所の立入りの規制や、危険物等に対し緊急防護措置を行うなどの必要な処置をとるとともに、被害状況、処置等をスポーツ市民局へ連絡する。
被害への対応等のため、他の非常配備要員が非常配備に加わった場合は、その非常配備要員の氏名及び非常配備についての時間を非常配備記録に記入する。
 - (エ) 非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能の確保を行う。
 - (オ) 非常配備時間が長時間に及ぶ場合は、施設長へ連絡し、交替等についてその指示を受ける。交替する非常配備要員等が参集するまでは現体制を維持する。
他の非常配備要員と交替した場合は、その非常配備要員の氏名及び非常配備についての時間を、非常配備記録に記入する。
 - (カ) スポーツ市民局から非常配備体制の解除、その他の連絡を受けるまでは、その体制を維持する。
 - (キ) スポーツ市民局から非常配備体制の解除の連絡があった場合は、指定管理施設の状況の確認等必要な処置を行い、非常配備のための勤務を終了する。非常配備記録を作成し、スポーツ市民局に報告する。
- (2) 職員等の勤務時間外に非常配備体制に移行した場合
- ア 参集後直ちに指定管理施設の被害状況等を確認する。参集者の氏名及び非常配備についての時間を非常配備記録に記入するとともに、FAXなどの方法によりスポーツ市民局へ報告する。
 - イ (1) イ(イ)から(キ)を準用する。

2 非常配備記録等の取扱

作成した非常配備記録は別に定める保存期間中は保存するものとする。

第4 災害対策本部との連携協力

第4 非常配備体制に移行した場合は、名古屋市災害対策本部と連携し、災害応急対策を強力に推進するため、必要とされる活動支援を行う。

第5 事業休止等応急措置

- 1 暴風警報が発令された場合など、災害が発生するおそれがある場合は、以下の通り対応するものとし、これにより難しい場合はスポーツ市民局と協議のうえ決定する。
- 2 施設の休館
次のいずれかに該当するときは、施設を休館する。
 - (1) 東海地震の発生に関する注意情報が発表されたとき又は警戒宣言が発令されたとき。
 - (2) 市域において、震度 5強（气象台発表）以上の地震が発生したとき。

- (3) 市の全域にわたり風水害等が発生するおそれがあるとき又は体育施設若しくはその周辺地域において風水害等による被害が特に甚大であると予想される時。
- (4) その他スポーツ市民局が特別の事由があると認める時。

3 教室等の中止又は延期等

- (1) 施設長は、次のいずれかに該当する時は、指定管理者が実施し、又は実施を予定している教室等を中止し、若しくは延期するものとする。

ア 教室等の開始時間の2時間前において、現に、次に掲げる警報のいずれかが名古屋市に発表されているとき。

- (ア) 暴風特別警報
- (イ) 暴風雪特別警報
- (ウ) 暴風警報
- (エ) 暴風雪警報

イ 前号に規定する時間以後から教室終了時間までの間に、前号に掲げる警報のいずれかが、名古屋市に発表されたとき。ただし、当該体育施設の周辺の状況等を考慮して、災害等が発生するおそれがないと施設長が認めたときを除く。

- (2) 施設長は、次のいずれかに該当する時は、教室等を中止し、又は延期することができる。

ア 次に掲げる警報のいずれかが名古屋市に発表されているとき。

- (ア) 大雨特別警報（浸水害）
- (イ) 特別警報（土砂災害）
- (ウ) 高潮特別警報
- (エ) 波浪特別警報
- (オ) 大雨警報（浸水害）
- (カ) 大雨警報（土砂災害）
- (キ) 洪水警報
- (ク) 高潮警報

イ その他施設長が教室等を中止し、又は延期することが適当と認める時。

4 災害が発生し、各種事業（施設利用を含む。）を継続することが困難であるときは、下記の措置をとるものとする。

- (1) 利用者を安全に避難させるとともに、災害状況等情報を集め、明確な指示、的確な措置をとる。
- (2) 事業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、施設運営の正常化に努める。

第6 南海トラフ地震臨時情報発表時の措置

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、情報の収集や伝達に努める。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、下記の措置をとるものとする。
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）の発表に係る利用者等への伝達
 - (2) 利用者の安全確保のための退避経路等の確認
 - (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - (4) 出火防止措置

- (5) 消防用設備の点検、整備
 - (6) 非常用発電装置、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の点検、整備
 - (7) 施設における緊急点検、巡視
- 3 施設は原則開館とする。

非常配備の基準

1 非常配備事由等

配備種別	事 象 等	体 制
第1非常配備	1 次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨警報（浸水害及び土砂災害） (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 暴風雪警報 2 市域において、震度4（気象台発表）の地震が発生したとき 3 その他スポーツ振興室長が必要と認め当該配備を指示したとき	事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行し得る体制
第2非常配備	1 台風の接近に伴い、第1非常配備・1の警報が発表されたとき、又は第1非常配備・1の警報発表に伴い、市域に被害が発生するおそれがあるとき 2 その他スポーツ振興室長が必要と認め当該配備を指示したとき	災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制
第3非常配備	1 市域に相当の被害が発生するおそれがあるとき 2 次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨特別警報（浸水害） (2) 大雨特別警報（土砂災害） (3) 暴風特別警報 (4) 高潮特別警報 (5) 波浪特別警報 (6) 暴風雪特別警報 3 「伊勢・三河湾」に津波警報（大津波）が発表されたとき 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（はん濫警戒情報又ははん濫危険情報）が発せられたとき（別表1） 5 市域において、震度5弱（気象台発表）の地震が発生したとき 6 東海地震注意情報が発表されたとき 7 その他スポーツ振興室長が必要と認め当該配備を指示したとき	第2非常配備を強化し、災害の状況に応じた広域的な応急対策活動を実施する体制
第4非常配備	1 市の全域にわたり、風水害が発生するおそれがある場合、又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合において、市長が当該配備を指示したとき 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（はん濫発生情報）が発せられたとき（別表1） 3 市域において、震度5強（気象台発表）以上の地震が発生したとき 4 警戒宣言が発せられたとき 5 その他予想できない重大な災害が発生し、スポーツ振興室長が当該配備を指示したとき	非常配備要員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制

2 非常配備人員

	最低非常配備 人員数	第1非常 配備	第2非常 配備	第3非常配備		第4非常 配備
				右以外	東海地震	
障害者スポーツセンター	4		1	2	2	全員

注1 最低非常配備人員数とは、当該施設において最低限必要な参集対象とすべき人員数である。ただし、この数には指定管理者職員のほか、嘱託職員、臨時職員を含めても構わない。

注2 指定管理者は、特に必要のある場合は、上に定める人員以上の非常配備要員を配置することができる。

第3非常配備の東海地震に関する注意情報発表時は非常配備要員の半数。

別表1 洪水予報が発せられる河川名

気象庁長官と国土交通大臣が 共同して行う洪水予報	気象庁長官と愛知県知事が 共同して行う洪水予報
庄内川（志段味）	新川（水場川外）
庄内川（枇杷島）	
矢田川（瀬古）	天白川（天白川）

(様式1)

非常配備記録

年度

(宛先) スポーツ市民局スポーツ推進部

指定管理者名

下記のとおり報告いたします。

非常配備発令日時	配備体制	警報等	解除日時
1 月 日 () 時 分			月 日 () 時 分
2 月 日 () 時 分			月 日 () 時 分
3 月 日 () 時 分			月 日 () 時 分

※配備体制の変更(第2非常配備から第3非常配備への変更等)、警報等の内容の変更のある都度記入してください。

指定管理施設等	氏名・参集時間		氏名・参集時間	
		:		:
		:		:
		:		:
		:		:
		:		:
		:		:
		:		:
		:		:
		:		:

被害状況、処理経過その他特記事項

--